

宮前平・鷺沼駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、宮前平・鷺沼駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に即して、宮前平・鷺沼駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）

（1）鷺沼駅から高山バス停までについての道路の区間

川崎市道久末鷺沼線、川崎市道宮前2号線、川崎市道宮前4号線（鷺沼駅から高山バス停まで）

2 前記道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

（1）鷺沼駅から高山バス停までについての道路の区間

ア 実施事業内容

標識・標示の高輝度化

イ 実施予定期間

平成20年から平成22年まで

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

（1）音響式信号機等の設置

音響式信号機等については、個々交差点について必要性を検討しながら整備を進める。

（2）周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう、周辺道路への与える影響を常に調査し、必要な周辺交通規制の見直しを実施する。

（3）違法駐車行為の防止のための事業における配意事項

違法駐車の取締り、広報啓発活動等の事業を関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

交通安全特定事業
交通安全特定事業を実施する路線・事業内容及び実施時期等

重点整備地区	路線名	事業の実施場所	事業内容	平成20	平成21	平成22	備考
宮前平駅・鷺沼駅周辺	川崎市道 久末鷺沼線 宮前2号・4号線	鷺沼駅から高山バス停までの	標識・標示の高輝度化	←		→	

宮前平・鷺沼駅周辺重点整備地区

